電気設備保安管理業務特記仕様書

業務名　古河福祉の森会館電気設備保安管理業務

履行場所　福祉の森会館　古河市新久田２７１番地１

履行期間
自　令和 4 年 4 月　1 日
至　令和 5 年 3 月 31 日

業務概要　福祉の森会館及び診療所の自家用電気工作物の保守管理

電気工作物の概要
（１）事業場の名称　古河福祉の森会館
（２）事業場の所在地　茨城県古河市新久田 271 番地 1
（３）需要設備
設備容量　1,400KVA
受電電圧　6,600V
最大電力　665KW
（４）非常用自家発電設備
発電機容量　170KVA
定格電圧　210V
最大電力　136KW
（５）非常用直流電源装置
定格容量　150Ah
定格電圧　108V
本体２V×54 セル業務内容

点検範囲
（１）受変電設備の保守点検
区分開閉器、引込線、断路器、遮断機、開閉器、電力ヒューズ、計器用変成器、変圧器、コンデンサー、母線、避雷器、その他高圧機器　配線盤、制御回路
（２）配電設備の保守点検
配電線路、断路器、遮断機、開閉器、変圧器、コンデンサー　計器用変成器
（３）非常用自家発電設備の保守点検
電動機及び付属設備　発電機、励磁装置、設置装置、遮断機、開閉器　配電盤、制御装置
（４）非常用直流電源設備の保守点検
充電装置、付属装置、設置装置
（５）電気使用場所の設備の保守点検
分電盤、電灯盤、配線、電動機類、電熱装置、照明装置、配線器具、設置装置、その他

点検回数

（１）月次点検　毎月１回以上

（２）年次点検　年１回以上

（３）臨時点検　必要に応じて実施する

（４）工事期間中の点検　必要に応じて実施する

その他

（１）点検は有資格者（電気主任技術者３種以上）が行うこと。

（２）点検者不在の場合の交代者を定めて、市に報告すること。

（３）福祉の森会館は年末年始以外無休であり診療所を併設し、レントゲン・ＣＴ等の医療機器もあるので、障害発生時には職員を派遣し適切な対応をすること。

（４）総合点検時は、古河福祉の森会館は休館とする。

（５）総合点検実施時、スプリンクラー作動点検を行うので協力すること。

（６）月次点検時は、電気設備委託業者が立ち会うので協力すること。